

生駒市規則第18号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月16日

生駒市長 山下 真

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成3年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

午前11時から午後8時まで（ただし、午後5時以後については、宿泊者の利用に限る。）

」

を

「

宿泊者	午前6時30分から午前8時まで（あらかじめ宿泊者の要望があるときに限る。） 午前11時から午後10時まで
宿泊者以外の者	午前11時から午後5時まで

」

に改める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。